

在宅酸素療法(HOT)



在宅酸素療法指導管理料・加算とは?

- ◆外来診療の中で、医師が指導を行った場合に指導管理料および加算が算定されます。 指導内容;在宅療養の方法・注意点、緊急時の措置など
- ◆酸素濃縮器・酸素ボンベ・サーチレーションモニター(医師の指示があった時のみ)等を使っているお子様は、在宅酸素療法指導管理料・酸素濃縮装置加算・酸素ボンベ加算などを算定させていただき、その中からレンタル料が支払われます。

(在宅酸素関連機器のレンタルの仕組み:業者 ⇒ 病院がレンタル ⇒ 患者様へレンタル)

- ◆退院後外来診療において、<u>月1回算定</u>させていただきます。そのため主科に1ヶ月に1度、 必ず受診して下さい。
 - ※医療補助制度(小児慢性特定疾患、乳幼児医療など)の利用があれば、患者様のご負担は 上限額以内のお支払いとなります。

導入手順

医師の指示

療育支援部看護師 酸素業者に連絡 酸素業者から 使用説明

自宅に設置



酸素濃縮器は業者によって デザインが違いますが、 ファンヒーターぐらいの 大きさです。





サーチレーションモニター 酸素飽和度測定機器

在宅酸素療法のポイント

【患者様の状態に関すること】

- ▶酸素流量や用法は医師の指示に従ってください。
- ▶呼吸がおかしい、顔色が悪いなどの異常を感じた時は、医療機関に受診、またはご相談下さい。
- ▶酸素のチューブを固定するテープは、ご自宅でご購入ください。かぶれたりしないテープを選びましょう。こども病院の売店でも数種類取り扱っています。

【酸素機器の管理に関すること】

- ▶機器の異常やトラブル時は酸素業者にご連絡下さい。
- ▶火気厳禁!酸素使用時は火気にご注意下さい。火の出るストーブ、タバコ、ガスコンロなど、お子様の周囲2メートル以内で使用しないようにしましょう。
- ▶停電時は、酸素濃縮器は作動しません。酸素ボンベに切り替えてください。

その他

> 外来受診時

病院の酸素ボンベを貸し出します。受診科の外来受付でお申し出下さい。 帰宅時の酸素ボンベが終わってしまったなど困ったことがございましたら、外来看護師または 療育支援部にご相談下さい。

▶旅行などの外出・外泊時

主治医に許可をもらってください。

旅行サービス(酸素濃縮器の宿泊先への設置、酸素ボンベの手配など)を利用する際には、 直接酸素業者か療育支援部にお申し出下さい。(出発の2週間前を目処に)

何かお困りのことがございましたら、かかりつけ医か当院外来にご相談下さい。